

組合員および役務提供者各位

2013年11月8日

Feesable と請求手続きについて

Standard Clubは今後、クレーム関連費用の請求書の受付方法を変更いたしますので、ここにご案内いたします。国際P&Iグループが、コレスポンデント関連の請求書进行处理するために開発したシステム、Feesableを利用するコレスポンデントおよび役務提供者には、この変更による影響がございます。また、役務提供者には、当クラブが請求書を迅速かつ効率的に処理するために必要な情報について、再度ご確認いただけますようお願いいたします。

Feesable

Standard Club (Standard Club Europe Ltd および Standard Club Asia Ltd) は来年から、電子請求システムを導入する予定ですが、それに備えて、Feesable システム (www.igfeesable.net) による請求書の受け付けを間もなく終了いたしますのでご注意ください。2013年11月29日より、役務提供者およびコレスポンデントの方には、当クラブの担当クレーム・ハンドラーへ直接請求書をお送りいただく必要があります。すなわち、11月29日より当クラブでは、Feesable のウェブサイトから電子請求書または添付文書を一切受け付けません。ただし、この度の変更は Standard Club のみに関するもので、Feesable を利用する他のクラブでは引き続き、Feesable のウェブサイトから請求書を通常どおり受け付けます。Standard Club から Feesable の利用承認を受けているコレスポンデントの方は、他のクラブに対しては、引き続き Feesable を利用して請求書を提出することができます。

なお、Feesable のテンプレートをオフラインで使用して、当クラブへ提出する請求書を作成することは今後も可能です。以下当該テンプレートのblankフォームを添付しておきます。

請求書には、当クラブのファイル照会番号を記載して、当クラブのクレーム・ハンドラーに直接電子メールで送信してください。今後、請求書のハードコピーを郵送されましても、当クラブではそれを一切受け付けません。この件に関して何らかの問題がある場合には、クラブの管理会社にご連絡ください。

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

請求書

請求書を作成・提出する際には、以下の指示に従ってください。そうしていただければ、お問い合わせが減り、支払いが迅速に処理されます。

1. 請求書はすべて証拠となるバウチャーと共に、クレーム・ハンドラーに直接、電子メールで送信してください。
2. 請求書はすべて、組合員宛てとし、組合員の正式な会社名を記載するか、または役務の提供を受けた船舶の「所有者」もしくは「用船者」(“owner of” or “charterer of” the ship)を記載してください。
3. すべての請求書に、当クラブのクレーム照会番号とクレーム・ハンドラーの氏名または連絡先を必ず記載してください。
4. すべての請求書に、役務の提供を受けた船舶の名称、事故または紛争の説明、および役務の内容についての簡単な説明を必ず記載してください。
5. 請求書には、1時間当りのレートとかかった時間など、料金の算出基準を明確に記載してください。また中間請求書か最終請求書かを明示してください。
6. 報酬と立替金は明確に分けて記載してください。すべての立替金および第三者関係の費用（弁護士報酬、サーベイヤールおよび専門家の報酬等）ならびに会社の海外事務所の報酬または立替金については、証拠となるバウチャーを必ず提出してください。
7. 請求書には、第三者への報酬が支払い済みであるか否かを記載し、未払いである場合には、当クラブが直接支払いを行うべきか否かを記載してください。

銀行口座の詳細

すべての請求書には、以下のとおり、受取人の銀行口座の詳細について必ず記載してください。

1. 送金通知に必要な受取権利人の名称および住所（請求書を発行した組織になります）
2. 受取人の名称および上記の受取権利人との関係についての説明（受取人が受取権利人と異なる場合）
3. 受取人の口座番号または IBAN コード
4. 受取人の SWIFT コード／ABA コード／ソートコード

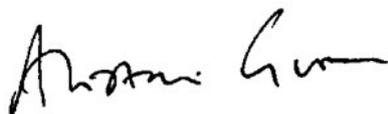
VATの適用

VAT に関する規則は、各役務提供者および組合員に対して適用されるものであって、当クラブに適用されるものではありません。多くの場合、当クラブが組合員のために請求書の支払いを代行しますが、これは組合員の支払代理人として行うものであり、関連役務の提供先はあくまでも組合員であって、当クラブではありません。そのため、当クラブの組合員が負担したクレーム関連費用の請求書は、必ず組合員宛てとし（または当クラブを気付とし）、当クラブを宛先としないようお願いいたします。また、同一の理由により、VAT 番号を記入する場合には、組合員の VAT 番号を記入し、当クラブまたはクラブの管理会社の VAT 番号は記入しないでください。

VAT の適用に関して、2010 年 1 月 1 日以降に提供された役務については、VAT の基本原則では役務提供先組合員の所属国が、税務上の役務提供場所とみなされます。従いまして、役務提供者は、VAT の規定を適切に請求書に適用するために、請求先となる組合員の所属国を特定する必要があります。VAT に関する詳細情報については、「付加価値税 (VAT) の取扱い」に関する 2013 年 7 月 26 日付の Standard Europe の回覧 ([link](#)) をご参照ください。

当クラブは、本情報が皆様のお役に立つものと考えておりますが、上述のお願いにご対応いただこうえで、ご質問や問題がございます場合には、クラブの管理会社にご連絡ください。

以上



Alistair Groom
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8899
E-mail: alistair.groom@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)